

第8号様式

財 政 再 生 計 画 書

(都道府県市区町村名)

第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析

第2 計画期間

平成 年度から平成 年度まで 年間

第3 財政の再生の基本方針

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額

- 1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

備考

- 1 計画した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、各措置により見込まれる計画期間中の歳出削減額の合計額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。
- 2 会計ごとの取組が分かるように記載すること。
- 2 地方税その他の収入の増徴計画

備考

- 1 計画した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、各措置により見込まれる計画期間中の増徴額の合計額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。
- 2 会計ごとの取組が分かるように記載すること。
- 3 地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画

備考

- 1 計画した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、各措置により見込まれる計画期間中の増収額の合計額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。
- 2 会計ごとの取組が分かるように記載すること。
- 4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画

備考

- 1 計画した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、各措置により見込まれる計画期間中の歳入の合計額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。
- 2 会計ごとの取組が分かるように記載すること。
- 5 超過課税又は法定外普通税による地方税の増収計画

備考

- 1 財政の再生のため特に必要と認められる地方公共団体に限る。
- 2 計画した措置ごとにその内容を具体的に記載するとともに、各措置により見込まれる計画期間中の増収額の合計額及びそのうちの一般財源相当額を記載すること。

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1) 一般会計

(単位：)

区分	年度	計画初年度の前年度 (平成 年度)		平成 年度 (第 年度)			以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
		歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	
歳入		歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
1	地方税						
2	地方譲与税						
3	地方交付税						
4	国都道府県支出金						
5	繰入金						
6	地方債						
	うち再生振替特例債						
7	その他						
	歳入計						
歳出		歳出額	一般財源	歳出額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
1	人件費						
2	物件費						
3	維持補修費						
4	扶助費						
5	建設事業費						
	(1) 普通建設事業費						
	(2) 災害復旧事業費						
6	公債費						
	うち再生振替特例債						
7	繰出金						
8	その他						
	歳出計						

歳入歳出差引額 A					
翌年度へ繰り越すべき財源 B					
実質収支額(A-B) C					
Cのうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額					

(2) 特別会計(特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの)

(特別会計の名称)

(単位:)

区分	年度	計画初年度の前年度 (平成 年度)		平成 年度 (第 年度)			以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
		歳入額	一般財源	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	
歳入							
歳入計							
歳出							
歳出計							

(3) 一般会計等の実質収支

(単位:)

区分	年度	計画初年度の前年度 (平成 年度)	平成 年度 (第 年度)	以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
歳入歳出差引額 A				
翌年度へ繰り越すべき財源 B				

実質収支額(A-B) C			
Cのうち地方自治法第 233条の2の規定による 基金繰入額			
実質赤字比率(%)			
(参考) 再生振替特例債を発 行しなかった場合の 実質赤字比率(%)			

備考

- 「計画初年度の前年度」欄には、決算額又は決算見込額を記載すること。
- 計画初年度の前年度に廃置分合があった地方公共団体における決算額又は決算見込額は、関係市町村の決算に基づき算定の上、記載すること。
- 「平成 年度(第 年度)」欄には、最初の年度は財政再生計画を策定した年度及び()内に(初年度)と記載し、以下、財政再生計画の実施の年度に従って順次記載すること。
- 「翌年度へ繰り越すべき財源」欄は、繰越額又は繰延額から未収入特定財源を控除した額を記載すること。
- 表(2)は、設置するすべての特別会計についてそれぞれ作成し、当該会計の科目に応じて記載すること。
- 表(3)は、一般会計等に該当するすべての会計を合算の上、計上すること。
- 表(1)(2)(3)ともに、金額は都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市は百万円を、その他の市区町村は千円を単位とすること。

2 連結実質収支

(単位:)

区分	年度	計画初年度の前 年度 (平成 年度)	平成 年度 (第 年度)	以降計画完了の年度ま で左の欄に同じ
(1) 一般会計等の実質収 支 A				
(2) (1)及び(3)以外の特 別会計の実質赤字額 B				
	()会計			
	歳入			
	歳出			

	実質収支			
(3)	公営企業会計の資金 不足額 C			
	()会計 (法適用企業)			
収益的 収支				
	当年度純利益(純損 失)			
資本的 収支				
	資本的収支差引額			
資金不 足額	流動負債の額 (令第3条第1項第1号 イ)			
	流動資産の額 (令第3条第1項第1号 ハ)			
	建設改良費等以外の 経費の財源に充てた 地方債の現在高			
	解消可能資金不足額			
	資金不足額			
	()会計 (法非適用企業)			
収益的 収支				
	当年度純利益(純損 失)			
資本的 収支				
	資本的収支差引額			

資金不足額	歳出歳入差引額			
	翌年度へ繰り越すべき財源			
	実質収支額			
	建設改良費等以外の経費の財源に充てた地方債の現在高			
	解消可能資金不足額			
	資金不足額			
(4) (1)及び(3)以外の特別会計の実質黒字額 D				
	()会計			
	()会計			
	()会計			
(5) 公営企業会計の資金剰余额 E				
	()会計			
	()会計			
	()会計			
連結実質赤字額 (A+B+C) - (D+E) F				
標準財政規模 G				
連結実質赤字比率 F/G (%)				

備考

- 1 一般会計等の実質収支が黒字の場合は、「(1)一般会計等の実質収支A」は負の値で記載すること。
- 2 財政の再生のために重点的に取り組む必要があると認められる会計については、(2)又は(3)に従って収支の内訳を記載すること。それ以外の会計については、実質赤字額又は資金不足額のみを記載すること。
- 3 実質公債費比率が財政再生基準以上となった場合の連結実質収支については、各会計の実質赤字額又は実質黒字額及び資金不足額又は資金剰余额のみを記載すること(収支の内訳は不要)。
- 4 「(1)及び(3)以外の特別会計」には、国民健康保険事業、介護保険事業、農業共済事業等の特別会計が該当する。設置する特別会計をそれぞれ内数として計上すること。
- 5 金額は、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市は百万円を、その他の市区町村は千円を単位とすること。

3 実質公債費比率

(単位：千円)

区分 \ 年度	計画初年度の前年度 (平成 年度)	平成 年度 (第 年度)	以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
(1) 地方債の元利償還金			
(2) 準元利償還金			
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源			
(4) 算入公債費及び算入準公債費の額			
(5) 標準財政規模			

(単位：%)

(6) 実質公債費比率(単年度)			
(7) 実質公債費比率(3か年の平均)			

備考

$$\text{実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$$

(5)には臨時財政対策債発行可能額を含めて記載すること。

4 将来負担比率

(単位：千円)

区分 \ 年度	計画初年度の前年度 (平成 年度)	平成年度 (第 年度)	以降計画完了の年度まで左の欄に同じ
(1) 一般会計等に係る地方債の現在高			
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額			
(3) 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額			
(4) 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額			

(5) 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額			
(6) 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額			
(7) 連結実質赤字額			
(8) 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額			
(9) 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額			
(10) 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入			
(11) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額			
(12) 標準財政規模			
(13) 算入公債費及び算入準公債費の額			

(単位：%)

(14) 将来負担比率			
-------------	--	--	--

備考

$$\text{将来負担比率} = \frac{[(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)] - [(9) + (10) + (11)]}{(12) - (13)}$$

(12)には臨時財政対策債発行可能額を含めて記載すること。

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額

借入額 千円
 利率 年 %

(単位：千円)

区分 \ 年度	発行初年度 (平成 年度)	平成 年度 (第 年度)	以降計画完了の年度 まで左の欄に同じ	計
前年度未償還元金				
償還額				
元 金				
利 子				
未償還元金				

備考

- 1 再生振替特例債を起こす場合に作成すること。
- 2 起債額は「前年度未償還元金」欄に括弧書きで記載すること。
- 3 「未償還元金」欄には、当該年度末における未償還元金の額を記載すること。

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位：%)

健全化 判断比率	年度	計画初年度の前 年度 (平成 年度)	計画初年度 (平成 年度)	平成 年度 (第 年度)	以降計画完了 の年度まで左 の欄に同じ
実質赤字比率		()	()		
連結実質赤字比率		()	()		
実質公債費比率		()	()		
将来負担比率		()	()		

備考 計画初年度の前年度及び計画初年度については、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

第8 その他財政の再生に必要な事項